



2019年3月22日

各 位

会社名 株式会社 福岡中央銀行
代表者名 取締役頭取 古村 至朗
(コード番号 8540 福証)
問合せ先 取締役総合企画部長 石塚 昭二
(TEL 092-751-4429)

監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2019年6月開催予定の第98期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。

あわせて新たに執行役員制度を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行目的

【監査・監督機能の強化】

社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与すること等により監査・監督機能の強化を図ります。

【意思決定の迅速化】

取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図ります。

(2) 移行時期

2019年6月開催予定の第98期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 執行役員制度の導入

(1) 導入目的

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、監督機能の強化及び業務執行の迅速化を図ります。

(2) 執行役員制度の概要

- ・執行役員の選任及び解任は取締役会決議にて決定いたします。
- ・執行役員は、当行との委任契約に基づき、取締役会が委嘱する業務分担の範囲内で銀行業務を執行します。

・執行役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

(3) 導入時期

監査等委員会設置会社への移行と合わせて執行役員制度を導入する予定です。

以 上